

仕 様 書

1 件 名 フルカラーデジタル複合機賃貸借（単価契約）

2 契約期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日（60ヶ月）

本契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であり、組合の各年度の当該業務に係る経費の予算の範囲内において給付を受けるものとする。

3 設置場所 神奈川県厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階

4 設置台数 1台

5 機器仕様 別紙「機器仕様書」のとおり

6 機器の設置、撤去

複合機の設置は、原則、令和3年10月1日までに正常に稼働するよう設置すること。

なお、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）との協議により、この期間外に搬入する場合は、前設置業者と入替時期を調整するなど、複合機の不在期間が生じないように配慮すること。

7 契約金額

(1) 月間使用予定枚数をもとにモノクロ・フルカラー別に1枚当たりの単価（消費税抜き）を契約金額とする。ただし、月間使用予定枚数については保証するものでなく、実際の複写枚数が上回り又は下回っても契約単価は変わらないものとする。また、テスト及びミスプリントについては、対象外とする。

(2) 単価には機械本体（オプション含む）賃借料、保守料金、用紙以外の消耗品（トナー、ドラム、ステープラー針等）代金、搬入及び契約満了時（落札業者の都合により本契約を解除する場合を含む）搬出料金等並びに機器に係る動産保険等を含むものとする。

(3) 単価の契約区分は別紙「設計書」のとおりとする。

(4) 支払方法は、月額払いとする。

8 保守及びサービスの内容

(1) 複合機の設置及び複合機をネットワークプリンタ、ファックス等として使用するために必要となる備品及び作業は無償とすること。

(2) 複合機の性能は別紙「機器仕様書」に記載している仕様以上のものを提供すること。

(3) ネットワークプリンタを使用するパソコンへのドライバのインストール等の初期設定については、無償で行うこと。

- (4) 消耗品及び部品は、すべて落札業者が供給すること。なお、消耗品及び部品の在庫切れが生じないよう円滑に供給するとともに、使用済消耗品及び部品の回収を行うこと。
- (5) 消耗品及び部品の供給は、組合からの申し出又は落札業者による定期点検等に基づいて行うこと。
- (6) 複合機に使用する用紙は、主として再生紙を使用するため、必要に応じ複合機にその対策を講じること。
- (7) 複合機の機能について、組合へ適切な指導を行うこと。
- (8) 複合機が故障した旨の連絡を受けたときは、概ね120分以内に修理担当者を派遣して、正常な状態に回復させること。直ちに正常な状態に回復できず、組合の業務に支障をきたす場合は、代機を納入すること。ただし、組合の指示により修理に着手する時間を遅らせることがある。

組合から修理を請求する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として、平日（月～金）午前9時から午後5時までとし、修理の要請後、概ね120分以内に修理に着手するものとする。

組合の業務に特に支障が生じる場合は、土・日・祝日についても修理を請求することがある。
- (9) 複合機の点検、修理等の経歴及び使用状況を常に把握し、組合からの指示があったときは、すべての情報を速やかに報告すること。
- (10) 毎月のメーターカウント・トナーやドラムの消耗品の自動通知・自動配送をネットワーク回線にて通知することとし、その管理はSSL等の暗号化等セキュリティ対策がなされていること。
- (11) 検針は、毎月末にネットワーク回線でメーターカウントの通知を行うこと。

9 その他

- (1) 5年程度の使用に耐えうる新品又は新品と同等の品質をメーカーが保証したリコンディショニング機等であること。
- (2) 使用に支障があると組合が認めた場合は、協議のうえ機器の入れ替えも検討すること。

10 月間使用予定枚数

モノクロ	9,790枚／月
フルカラー	2,813枚／月